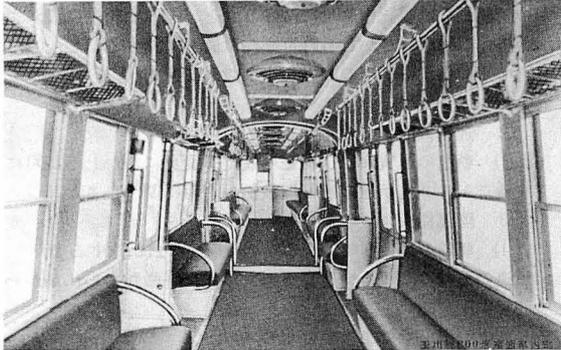


玉川線200形新幹線車外観

1. 軌道の車両 (東京急行電鉄玉川線 200 形連節車)



2. 軌道の車両 (同上内部)

装置)に適合するものでなければならない。併用軌道に使用する車両の大きさは、道路横断定規による車体外有効幅員を保つようなものでなければならない。並行している軌道における車両と車両との間隔は400mm以上となるように定められているが、車両と中央柱その他の工作物との間隔は230mmまで縮小してよいとされている。

車両には制動機、救助器、担弾機、音響器および乗務員間の合図器を備えなければならないのであるが、人力・馬力を動力としている車両と、新設軌道のみを運転する車両には救助器を備えなくてよいのである。動力車には手用制動機を、客車には前記機器のほか乗降用把手(はしゅ)、車窓保護棒および点灯設備を、2車以上連結する車両には弾性の緩衝器および連結器を備えなければならない。

車輪は輪鉄の幅、輪縁の高さおよび厚さの寸法がつぎのようなものでなければならない。

軌間	項目	輪鉄の幅	輪縁	
			高さ	厚さ
1,067		105~130 (75~115)	22~36 (13~25)	16 以上 (10)
1,435		105~130 (75~115)	22~36 (13~25)	16 以上 (10)
762		85~115 (75~115)	19~30 (13~25)	13 以上 (10)

(注) 1 数字の単位はmm。
2 括弧内数字は主としてみぞ軌条を使用する線路を運転する車両の場合を示す。

なお車両に備うべき機器、構造等で、車種別に備うべき事項を一覧表に挙げるとつぎのとおりである。

蒸気機関車	電気機関車	客車および車
1個以上の給水器	特別の場合以外は前後に制御器	乗客定員1人当りの客室面積0.28m ² 以上、起立乗客に対する設備ある場合0.18m ² まで縮小できる。
"の驗水器		
"の安全弁		
可溶栓	自動しゃ断器	乗降階段蹴上(けあげ)380mm以内、有効蹴込(けごみ)215mm以上
驗圧器		
火粉止	架空線式の場合は避雷器	出入口の戸の有効開き550mm以上
火室側控に知らせ穴		

無軌条電車の構造およびこれに備うべき機器、装置については、べつに無軌条電車建設規則(昭和25・12・5運輸・建設省令第1号)によって定められている。

車両の整備については、軌道運転規則(昭和29・4・30運輸省令第22号)によって定められた検査が行われる。→軌道。地方鉄道の車両。(柴崎金二)

きどうのじょうと 軌道の譲渡 軌道の特許に属するいっさいの権利義務を譲渡することによって、地方鉄道の譲渡と同様特許権の移転である。ただ軌道法では地方軌道法の表示と異なり、未成線の譲渡(軌道法第15条)と、開業線の譲渡(同法第16条)に区別して規定してある。いずれも主務大臣(運輸大臣および建設大臣)の許可を必要とする。→地方鉄道の譲渡。(福田四郎)

きどうのしんごう 軌道の信号 軌道に対する信号には軌道運転規則による軌道信号と、道路交通取締法規上の信号との2種がある。

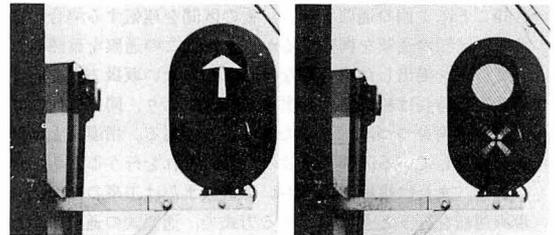
1 軌道信号

軌道専用の信号であって、信号・合図・標識により車両を運転するときの条件とか、軌道係員相互間でその相手者に対し合図者の意思を表示するとか、物の位置・方向・条件等を表示することを総称したもので、軌道運転規則(昭和29運輸省令第22号)第3節に定められている。その概要を説明するとつぎのとおりである。

(1) 信号 常置信号機、臨時信号機および手信号によって現示される。

ア 常置信号機の信号現示の方式

- 進行信号……………黄色の矢印灯 (写真-1)
- 停止信号……………赤色の×印灯 (写真-2)



1. 軌道の信号(常置信号機進行現示・矢印灯) 2. 軌道の信号(常置信号機停止現示・×印灯)

入換のための信号機には前記方式のほかつぎの灯列式を用いてもよいことになっている。

- 進行信号……………白色灯列、左下向45° (写真-3)
- 停止信号……………白色灯列、水平 (写真-4)

イ 臨時信号機の信号現示の方式は軌道経営者において定めて用いることになっている。

ウ 手信号は信号機を使用することができないとき、または